

大市総第0323号
令和5年6月2日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第88号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月2日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和5年6月12日（月） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 3 2 号議案	大村市税条例の一部を改正する条例……………	(1)
第 3 3 号議案	大村市体育施設条例の一部を改正する条例……………	(4)
第 3 4 号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…	(5)
第 3 5 号議案	大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例……………	(6)
第 3 6 号議案	大村市手数料条例の一部を改正する条例……………	(7)
第 3 7 号議案	動産の買入れについて……………	(1 3)
第 3 8 号議案	土地の買入れについて……………	(1 4)
第 3 9 号議案	工事請負契約の変更について……………	(1 5)
第 4 0 号議案	町の区域の変更について……………	(1 6)
第 4 1 号議案	専決処分の承認について（大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例）……………	(1 8)
第 4 2 号議案	専決処分の承認について（大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例）……………	(2 6)
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(2 9)
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(3 1)
報告第 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(3 3)
第 4 3 号議案	専決処分の承認について（令和 5 年度大村市一般会計補正予算（第 1 号））	
第 4 4 号議案	専決処分の承認について（令和 5 年度大村市下水道事業会計補正予算（第 1 号））	
第 4 5 号議案	令和 5 年度大村市一般会計補正予算（第 2 号）	
第 4 6 号議案	令和 5 年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 4 7 号議案	令和 5 年度大村市一般会計補正予算（第 3 号）	
第 4 8 号議案	令和 5 年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）	
報告第 5 号	令和 4 年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告について	

- 報告第6号 令和4年度大村市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しの報告について
- 報告第7号 令和4年度大村市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第8号 令和4年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第9号 令和4年度大村市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第10号 令和4年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について

第 3 2 号議案

大村市税条例の一部を改正する条例

大村市税条例（昭和 2 5 年大村市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 8 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 2 8 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 2 9 条の 2 第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 3 2 条の 2 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、

「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第32条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の5の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の5の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第32条の5の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第65条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15項の5及び第16項の7中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第65条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項（この条例による改正後の大村市税条例（以下「新条例」という。）附則第16項の7に係る部分を除く。）の規定 公布の日

(2) 第28条の3の2の改正規定及び同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大村市税条例第28条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第65条第1号エ及び附則第16項の7の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15項の5の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月12日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、森林環境税の導入に伴う徴収方法の規定を追加するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第33号議案

大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成17年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（大村市松山テニスコートを除く。次条から第6条まで及び第17条の2において同じ。）」を削る。

第7条第1項中「（大村市松山テニスコートにあつては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）」を削る。

第17条の2及び附則第6項中「第7条第1項中「指定管理者（大村市松山テニスコートにあつては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。））」とあるのは「市長」と、第7条第2項を「第7条」に改める。

別表第1大村市松山テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市松山テニスコートを廃止するため、この条例案を提出するものである。

第34号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

こども家庭庁の設置に伴う関係省令等の改正により、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 3 5 号議案

大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年大村市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令の改正を踏まえ、課税免除の適用期限を延長するため、この条例案を提出するものである。

第 3 6 号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成 1 2 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 7 の項中「に建築される」を「内において建築等をする」に改め、「構えを成す」を削り、同表の 8 の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表の 9 の項中「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「を除く」を「以外の建築物の新築及び一敷地内認定建築物の増築等を

するものに限る」に改め、同表の 1 8 の項中

適合証の提出がない場合	1 件につき 3 3, 0 0 0 円
-------------	---------------------------

を

適合証の提出がない場合で評価手法性能基準であるとき	1 件につき 3 3, 0 0 0 円
適合証の提出がない場合で評価手法仕様基準であるとき	1 件につき 1 7, 0 0 0 円

に、

適合証の提出がない場合	1 件につき 6 7, 0 0 0 円
-------------	---------------------------

を

適合証の提出がない場合で評価手法性能基準であるとき	1 件につき 6 7, 0 0 0 円
適合証の提出がない場合で評価手法仕様基準であるとき	1 件につき 3 2, 0 0 0 円

に、

を

適合証の提出がない場合	1 件につき 9 4, 0 0 0 円
-------------	---------------------------

適合証の提出がない場合で評価手法性能基準であるとき	1 件につき 9 4, 0 0 0 円
適合証の提出がない場合で評価手法仕様基準であるとき	1 件につき 4 6, 0 0 0 円

に、

適合証の提出がない場合	1 件につき 1 3 3, 0 0 0 円
-------------	-----------------------------

を

適合証の 提出がな い場合 評価が 性能基 準でき るとき	1件につ き 133, 000円
適合証の 提出がな い場合 評価が 仕様基 準でき るとき	1件につ き 66,0 00円

に改め、同表の19の項中

適合証の 提出がな い場合	1件につ き 16,5 00円
---------------------	--------------------------

を

適合証の 提出がな い場合 評価が 性能基 準でき るとき	1件につ き 16,5 00円
適合証の 提出がな い場合 評価が 仕様基 準でき るとき	1件につ き 8,50 0円

に、

適合証の 提出がな い場合	1件につ き 33,5 00円
---------------------	--------------------------

を

適合証の 提出がな い場合 評価が 性能基 準でき るとき	1件につ き 33,5 00円
適合証の 提出がな い場合 評価が 仕様基 準でき るとき	1件につ き 16,0 00円

に、

適合証の 提出がな い場合	1件につ き 47,0 00円
---------------------	--------------------------

を

適合証の 提出がな い場合 評価が 性能基 準でき るとき	1件につ き 47,0 00円
適合証の 提出がな い場合 評価が 仕様基 準でき るとき	1件につ き 23,0 00円

に、

適合証の 提出がな い場合	1件につ き 66,5 00円
---------------------	--------------------------

を

適合証の提出がな い場合 評価手 法が性 能基 準で ある とき	1 件につ き 6 6, 5 0 0 円
適合証の提出がな い場合 評価手 法が仕 様基 準で ある とき	1 件につ き 3 3, 0 0 0 円

に改め、同表の 20 の項中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1

項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、「で評価方法が性能基準」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物消費性能向上法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に、「性能評価書」を「住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項及び次項において「性能評価書」という。）」

に、

適合証又 は性能評 価書の提 出がない 場合	1 件につ き 3 0, 0 0 0 円
------------------------------------	-------------------------------

を

適合証又 は性能評 価書の提 出がない 場合 評価手 法が性 能基 準で ある とき	1 件につ き 3 0, 0 0 0 円
適合証又 は性能評 価書の提 出がない 場合 評価手 法が仕 様基 準で ある とき	1 件につ き 1 5, 0 0 0 円

に、

適合証又 は性能評 価書の提 出がない 場合	1 件につ き 3 3, 0 0 0 円
------------------------------------	-------------------------------

を

適合証又は性能評価書の提出がない場合、評価方法が性能基準であるとき	1件につき 33,000円
適合証又は性能評価書の提出がない場合、評価方法が性能基準であるとき	1件につき 16,000円

に、

適合証又は性能評価書の提出がない場合	1件につき 61,000円
--------------------	------------------

を

適合証又は性能評価書の提出がない場合、評価方法が性能基準であるとき	1件につき 61,000円
適合証又は性能評価書の提出がない場合、評価方法が性能基準であるとき	1件につき 29,000円

に、

を

適合証又は性能評価書の提出がない場合、評価方法が性能基準であるとき	1件につき 102,000円
適合証又は性能評価書の提出がない場合、評価方法が性能基準であるとき	1件につき 50,000円

に改め、同表の21の項中「第3

1条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、「で評価方法が性能基準」を削り、

適合証又は性能評価書がない場合	1件につき 15,000円
-----------------	------------------

を

適合証又は性能評価書がない場合 価格が標準であるとき	1件につき 15,000円
適合証又は性能評価書がない場合 価格が標準であるとき	1件につき 7,500円

に、

適合証又は性能評価書がない場合	1件につき 16,500円
-----------------	------------------

を

適合証又は性能評価書がない場合 価格が標準であるとき	1件につき 16,500円
適合証又は性能評価書がない場合 価格が標準であるとき	1件につき 8,000円

に、

適合証又は性能評価書がない場合	1件につき 30,500円
-----------------	------------------

を

適合証又は性能評価書がない場合 価格が標準であるとき	1件につき 30,500円
適合証又は性能評価書がない場合 価格が標準であるとき	1件につき 14,500円

に、

適合証又は性能評価書がない場合	1件につき 51,000円
-----------------	------------------

を

適合証又は性能評価書がない場合 価格が標準であるとき	1件につき 51,000円
適合証又は性能評価書がない場合 価格が標準であるとき	1件につき 25,000円

に改め、同表の22の項中「第

36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条」を「第35条」に改め、同表備考第9項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表備考第10項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

令和5年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等の審査について新たな手数料を設定するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第37号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買入れ金額 24,530,000円
- 4 買入れの相手方 大村市平町1933番地
株式会社ナカムラ消防化学
代表取締役 中村 康祐
- 5 納入期限 令和7年1月31日

令和5年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

第38号議案

土地の買入れについて

次のとおり土地を買い入れる。

- 1 買入れの目的 旧言泉寮運動場整備事業用地
- 2 土地の所在地、種類及び面積

所在地	種類	面積
大村市小路口町757番4	宅地	8,854.92㎡

- 3 取得予定価格 119,350,000円
- 4 買入れの相手方 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

令和5年6月12日提出

大村市長 園田裕史

第 39 号議案

工事請負契約の変更について

令和 4 年 1 2 月 1 4 日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市立放虎原小学校仮設校舎賃貸借」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前 3 4 7, 3 4 0, 1 1 6 円

変更後 3 5 8, 9 1 7, 9 0 0 円 (1 1, 5 7 7, 7 8 4 円の増額)

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第40号議案

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の町の区域を別紙のとおり変更する。

令和5年6月12日提出

大村市長 園田裕史

(別紙)

区域を変更する町の名称	左記に編入する区域
大村市植松3丁目	小路口町764の8、坂口町397の5、397の12、397の14、803の8から803の14まで

第 4 1 号議案

専決処分の承認について

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第2号

専 決 処 分 書

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

大村市長 園 田 裕 史

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第32条の4中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第32条の6第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第32条の7第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第80条第1項及び第5項並びに第83条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第10項中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10項の4中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改める。

附則第10項の5中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改める。

附則第10項の6中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改める。

附則第10項の7中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改める。

附則第10項の8中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改める。

附則第10項の9中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改める。

附則第10項の10中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改める。

附則第10項の11中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第2

5項第1号ロ」に改める。

附則第10項の12中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改める。

附則第10項の13中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改める。

附則第10項の14中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改める。

附則第10項の15中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改める。

附則第10項の16中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改める。

附則第10項の17中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改める。

附則第10項の18中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改める。

附則第10項の19中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改める。

附則第10項の20中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改める。

附則第10項の21中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第10項の22中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第10項の23中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第10項の25中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に、「零」を「3分の1」に改める。

附則第10項の40を附則第10項の41とする。

附則第10項の39中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を附則第10項の40とし、附則第10項の38の次に次の1項を加える。

10の39 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第14項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第15項を次のように改める。

15 削除

附則第15項の11を削る。

附則第16項中「附則第16項の8」を「附則第16項の4」に改める。

附則第16項の2中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第16項の3から附則第16項の6までを削る。

附則第16項の7中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第16項の3の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3, 900

円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を附則第16項の3とする。

附則第16項の8中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第16項の4の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を附則第16項の4とする。

附則第16項の9を附則第16項の5とする。

附則第16項の10を附則第16項の6とする。

附則第16項の11を附則第16項の7とする。

附則第21項の2及び附則第21項の3中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第43項中「。次項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第2条 大村市都市計画税条例(昭和35年大村市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第14項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、

第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の大村市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の大村市税条例附則第15項及び附則第15項の11に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16項から附則第16項の4までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の大村市都市計画税条例（次項において「新都市計画税条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

第42号議案

専決処分の承認について

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年6月12日提出

大村市長 園田裕史

専決第3号

専 決 処 分 書

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

大村市長 園田裕史

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第25条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第26条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第6項中「第25条第1項」を「第25条」に、「同条第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

附則第7項、第8項、第10項、第11項、第14項、第15項、第19項及び第20項中「第25条第1項の」を「第25条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年6月12日提出

大村市長 園田裕史

報告第3号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年6月12日提出

大村市長 園田裕史

報告第4号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年6月12日提出

大村市長 園田裕史

